

重点的に現状の評価を行う火山の選定の考え方

(令和7年10月10日 第7回火山調査委員会 資料 調7一(7))

火山活動の評価に必要な調査研究を推進するため、

- ① 評価対象期間中（1年間）に噴火が発生した火山
- ② 基盤的な火山観測網を有する火山<sup>\*</sup>で、火山活動に変化が認められ、想定される火山活動の推移等（噴火の可能性や噴火した場合の推移、ハザードの予測等）の評価が必要な火山
- ③ 基盤的な火山観測網を有さない火山で、火山活動に関連する可能性のある諸現象が認められ、現状把握と活動推移に関する評価が必要な火山

について、特に②と③は、評価に必要な観測データや調査研究等の充実等の検討が必要な火山を優先し、火山調査委員会委員の意見により、対象火山を決定する。

なお、既に重点的に現状の評価（重点評価）を実施している火山については、その実施時期から火山活動に変化が認められ、改めて重点評価が必要な場合に選定対象とする。

※「火山調査研究の推進について―火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に係る総合的かつ基本的な施策―中間取りまとめ」（令和7年3月28日 本部決定）において、噴火の場所や様式の予測等が可能となるような調査及び研究を一定の水準で推進するための調査観測を実施する当面の対象とされた、活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な 51 火山。